

松江市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 5 月 15 日

松江市長

上 定 昭 仁

松江市条例第 35 号

松江市議会委員会条例の一部を改正する条例

松江市議会委員会条例の一部を改正する条例

松江市議会委員会条例（平成 17 年松江市条例第 386 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
(常任委員会の名称、委員の定数及び所管)			(常任委員会の名称、委員の定数及び所管)		
第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次の表のとおりとする。			第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次の表のとおりとする。		
名称	定数	所管	名称	定数	所管
総務委員会	<u>8 人</u>	議会、政策部、総務部、財政部、防災部、文化スポーツ部、市民部、出納室、消防本部、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属すること並びに他の常任委員会の所管に属しないこと。	総務委員会	<u>9 人</u>	議会、政策部、総務部、財政部、防災部、文化スポーツ部、市民部、出納室、消防本部、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属すること並びに他の常任委員会の所管に属しないこと。
教育民生委員会	<u>8 人</u>	健康福祉部、こども子育て部、教育委員会及び市立病院の所管に属すること。	教育民生委員会	<u>9 人</u>	健康福祉部、こども子育て部、教育委員会及び市立病院の所管に属すること。
経済委員会	<u>7 人</u>	産業経済部、観光部、農業委員会、ガス局及び交通局の所管に属すること。	経済委員会	<u>8 人</u>	産業経済部、観光部、農業委員会、ガス局及び交通局の所管に属すること。
建設環境委員会	<u>8 人</u>	環境エネルギー部、まちづくり部、都市整備部及び上下水道局の所管に属すること。	建設環境委員会	<u>8 人</u>	環境エネルギー部、まちづくり部、都市整備部及び上下水道局の所管に属すること。
予算委員会	<u>30 人</u>	各会計予算及び各会計予算に関連すること。	予算委員会	<u>33 人</u>	各会計予算及び各会計予算に関連すること。
(議会運営委員会の設置)			(議会運営委員会の設置)		
第 4 条 略			第 4 条 略		

2 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>9人</u> とする。	2 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>10人</u> とする。
3 略	3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。